

平成 30 年 4 月の税務

申告の際にご利用ください

4/10

●3 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4/16

●給与支払報告に係る給与所得者異動届出(市町村長へ)

5/1

●公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告

●2 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

●2 月、5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●8 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が 400 万円超の 5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が 4,800 万円超の 1 月、2 月決算法人を除く法人の 1 月ごとの中間申告(12 月決算法人は 2 ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○軽自動車税の納付

○固定資産税(都市計画税)の第 1 期分の納付

○固定資産課税台帳の縦覧期間(4 月 1 日から 20 日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)

○固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間(市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後 3 月を経過する日までの期間等)